

## Ⅲ 地域福祉班

### 1 地域福祉

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 生活困窮者自立支援事業

### 2 障害者福祉

- (1) 障害者福祉(障害者総合支援法)
- (2) 身体障害者福祉
- (3) 知的障害者福祉
- (4) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導
- (5) 特別障害者手当
- (6) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

### 3 児童福祉

- (1) 管内児童人口の状況
- (2) 家庭児童相談室
- (3) 助産制度
- (4) 要保護児童対策地域協議会
- (5) 保育行政・保育所指導監査

### 4 老人福祉・介護保険

- (1) 高齢人口(65歳以上)
- (2) 介護保険事業者の指定・変更・実地指導状況及び管内事業所数

### 5 母子父子寡婦福祉

- (1) 母子世帯の実態
- (2) 父子世帯の実態
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

### 6 配偶者暴力相談支援センター

- (1) 業務の内容
- (2) 相談状況

# 1 地域福祉

## (1) 地域福祉の推進

社会福祉法第4条において「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように地域福祉の推進に努めなければならない」としている。このことを目的として、当所では、市町村社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会をはじめとした福祉関係諸団体と連携し、事業を進めている。

## (2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、都道府県・市町村に設置されている機関である。この機関は、一定の地域において、公私の社会福祉事業関係者や社会福祉事業に関心と熱意を持つ者の参加と協働の下に、その地域の社会福祉活動の相互連絡、総合整備や組織化、効率化を促進することによって地域住民の福祉を増進することを目的とするものであり、地域福祉活動を推進していく上で中核的な役割を担う民間組織である。

当所管内市町村に設置されている社会福祉協議会においても、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査等を行うとともに、住民の社会福祉活動参加のための援助やボランティア活動の推進、並びに各種相談事業、共同募金に関する事業、生活福祉資金貸付事業等を行っている。

福祉事務所では、社会福祉法人である社会福祉協議会が適正な法人運営、事業運営及び施設運営を図ることを目的として、社会福祉法人等指導監査要綱に基づき町村社会福祉協議会の指導監査を行っており、令和3年度は管内2町村の社会福祉協議会に指導監査を実施した。

## (3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されるもので、その任期は3年である。

民生委員は、一定の区域を担当し、その地域住民の生活状態を詳細に把握し、要保護者の相談に乗るとともに、必要な援助を行う。また民生委員は児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、児童福祉の推進という任務も持っている。さらに主任児童委員は、より児童福祉を専門に扱い、積極的な相談、支援活動を展開している。

福祉事務所や関係機関と連携し、公的機関が行う業務に対し協力する役割も担っている。

表1 管内民生委員・児童委員配置状況

令和4年4月1日現在(単位:人)

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
定数	109 (8)	24 (2)	18 (2)	8 (2)	26 (2)	36 (2)	13 (2)	7 (2)	7 (2)	248 (24)
現員	93 (7)	22 (2)	15 (1)	7 (2)	23 (2)	27 (2)	12 (2)	6 (1)	7 (2)	212 (21)

(任期: 令和元年12月1日~令和4年11月30日) ※ ( ) 内の数字は主任児童委員数の再掲

表2 民生委員・児童委員の活動状況

令和3年度末現在（単位：件、回、日）

		名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	北 部 合 計	沖 縄 県
内容別相談・支援件数	在宅福祉(1)	410	25	31	0	10	81	4	1	0	562	2,439
	介護保険(2)	63	6	6	0	11	18	17	0	0	121	1,165
	健康・療養 保健医療(3)	145	24	54	2	13	5	1	0	0	244	2,483
	子育て・健康 母子保健(4)	158	1	14	0	9	11	0	0	0	193	1,571
	子どもの生活 地域生活(5)	1,316	10	28	5	2	5	0	5	3	1,374	4,942
	子どもの教育・生活 学校生活(6)	621	6	26	0	12	32	0	35	8	740	4,462
	生活費(7)	109	4	21	6	9	96	1	4	0	250	1,483
	年金・保険(8)	25	5	1	0	0	1	0	0	1	33	347
	仕事(9)	48	2	4	1	3	0	1	0	0	59	691
	家族関係(10)	108	5	28	0	9	12	4	0	0	166	1,202
	住居(11)	68	3	9	0	6	1	1	0	0	88	744
	生活環境(12)	144	1	33	1	12	16	8	2	0	217	2,285
	日常的な支援(13)	934	223	262	279	154	149	41	24	19	2,085	15,155
	その他(14)	1,002	32	201	15	128	59	69	3	73	1,582	12,962
計(15)	5,151	347	718	309	378	486	147	74	104	7,714	51,931	
分野別相談・支援件数	高齢者にと 関すること(16)	2,036	265	508	287	176	322	90	23	25	3,732	24,492
	障害者にと 関すること(17)	211	18	113	0	114	52	4	4	0	516	3,303
	子どもにと 関すること(18)	1,937	19	74	5	23	53	0	40	7	2,158	12,453
	その他(19)	967	45	23	17	65	59	53	7	72	1,308	11,683
計(20)	5,151	347	718	309	378	486	147	74	104	7,714	51,931	
その他の活動件数	調査・実態把握(1)	518	33	28	45	138	110	5	0	12	889	6,615
	行事・事業・会議への参加協力(2)	1,065	124	313	96	786	120	66	149	150	2,869	22,537
	地域福祉活動・自主活動(3)	5,245	608	937	254	584	493	200	325	772	9,418	81,830
	民児協 運営・研修(4)	1,422	48	153	146	330	391	37	38	61	2,626	33,212
	証明事務(5)	361	16	18	9	120	13	4	2	11	554	5,584
	要保護児童の発見 通告・仲介(6)	16	16	0	0	1	10	1	93	7	144	562
回訪回数	訪問・連絡活動(7)	4,223	1,358	753	190	1,623	1,230	475	123	383	10,358	81,495
	その他(8)	1,320	395	388	26	718	490	307	62	68	3,774	63,858
回連絡調整	委員相互(9)	2,054	71	111	1	155	251	20	4	19	2,686	92,931
	その他の関係(10)	1,532	35	196	17	276	223	86	92	66	2,523	35,389
活動日数(11)	10,266	1,322	1,768	913	2,544	1,600	505	302	751	19,971	197,339	

#### (4) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年4月1日から生活に困窮している者に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うこととなった。

北部管内の8町村について、沖縄県が相談窓口を「沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部」に設置しており、主な支援メニューは、以下のとおりである。

##### ア 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に対し、必要な支援を一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

##### イ 住居確保給付金事業

離職などにより住居を失った者、または失うおそれの高い者に、就職に向けた活動をする事等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。

##### ウ 就労準備支援事業

社会や他人との関わりに不安があるなど、すぐに就労困難な者に一定期間の就労準備講習（プログラム）に沿って、日常生活や社会生活に必要な基礎能力を培いながら、就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行う。

##### エ 一時生活支援事業

住居を持たない者、ネットカフェ等の不安定な居住形態にある者へ一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行うとともに退所後の生活に向けて就労支援などの自立支援を行う。

##### オ 家計相談支援事業

家計問題の相談について、状況に応じた支援計画を作成し経済状況の立て直しを支援する。

##### カ 就労訓練事業

すぐに一般就労することが難しい者のために、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

表3 相談件数

令和3年度末現在（単位：件）

国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	その他	合計
93	51	26	184	277	31	5	10	29	706

- ・住居確保給付金事業：新規申請8件、新規決定8件、延長決定6件、再延長決定3件、再支給決定7件
- ・就労準備支援事業：申請6件、決定6件
- ・一時生活支援事業：申請5件、決定5件
- ・家計相談支援事業：申請6件、決定6件

## 2 障害者福祉

### (1) 障害者福祉（障害者総合支援法）

平成18年4月、障害者自立支援法が施行され、これまで3障害（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なる制度で提供されていたサービスが一元化された。また、平成25年4月からは、障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）とするとともに、障害者の定義に難病等が含まれるようになった。

#### ア 障害福祉サービスの給付体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス体系は、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っている。

自立支援給付は、介護を行うためのサービス（居宅介護、児童デイサービス、短期入所等）に対して支給される介護給付と、障害者の適性に応じて一定の訓練を行うサービス（自立訓練、就労移行支援、共同生活援助等）に対して支給される訓練等給付があり、全国で共通したサービスが提供されている。この他、自立支援医療と補装具がある。

表1 管内障害福祉サービス事業所

令和4年3月31日現在（単位：事業所）

サービス種別	市町村別	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
居宅介護		13	0	1	0	2	3	1	1	0	21
重度訪問介護		13	0	1	0	2	3	1	1	0	21
同行援護		2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
療養介護		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生活介護		14	0	2	0	1	1	0	0	0	18
短期入所		8	0	2	0	0	1	0	0	0	11
自立訓練(生活)		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
就労移行		3	0	0	0	2	2	0	0	0	7
就労継続(A型)		8	0	0	0	1	0	0	0	0	9
就労継続(B型)		20	3	1	1	5	5	2	0	1	38
共同生活援助		7	1	1	1	3	1	0	0	0	14
施設入所支援		4	0	2	0	0	1	0	0	0	7
計画相談支援		12	0	1	0	3	2	1	0	0	19
地域移行支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労定着支援		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
児童発達支援		14	0	1	0	2	2	0	0	0	19
放課後等デイサービス		18	0	1	0	2	2	0	0	0	23
保育所等訪問支援		2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障害児入所支援		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援		10	0	1	0	3	1	1	0	0	16
医療型障害児入所支援		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計		153	4	14	2	26	25	6	2	1	233

地域生活支援事業は、自治体が地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものであり、各自治体ごとに事業内容（相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付等）が定められている。

#### イ 相談支援事業と地域自立支援協議会

市町村において、地域生活支援事業として相談支援事業を実施し、障害者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行っている。さらに、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うこととなっている。

管内市町村の相談支援事業は、すべて指定相談支援事業者に委託されており、定例会等で情報共有を行っている。また、北部圏域アドバイザーが1名配置されており、相談支援体制の構築に係る指導・調整等を行っている。

地域自立支援協議会については、9市町村（全市町村）に設置済みである。

表2 令和3年度 地域自立支援協議会設置・運営状況

令和3年度末現在

市町村名	設置年月	全体会 (開催回数)	専門部会 (開催回数)	専門部会 (設置状況)
名護市	20年2月	0	8	相談部会、こども部会、住まい暮らし部会、就労部会
国頭村	21年3月	1	8	相談部会、就労連絡会議
大宜味村	21年3月	1	8	相談部会、子ども療育部会、住まい暮らし部会、就労連絡会議
東村	21年3月	1	12	相談部会、地域連携会
今帰仁村	21年10月	1	16	相談部会、子ども部会、精神連絡会
本部町	20年1月	1	13	相談支援部会、子ども療育連携会、地域連携会
伊江村	21年3月	1	6	相談部会、住まい暮らし部会、地域連携会議
伊平屋村	20年3月	6	6	相談部会
伊是名村	20年1月	1	5	相談部会

福祉事務所では、北部圏域障害者自立支援連絡会議を平成19年度に設置し、市町村及び関係機関と相談支援体制の構築に向けた意見交換を行っている。また、平成24年度以降、連絡会議の下部組織として、各部会（療育・教育部会、就労支援部会、住まい・暮らし部会、相談部会）を設置し、それぞれの課題についての検討や意見交換、研修会等を実施している。

## (2) 身体障害者福祉

### ア 身体障害者の状況

#### (ア) 身体障害者の定義

身体障害者福祉法第4条において定義づけられており、「身体障害者とは、視覚・聴覚又は平衡機能・音声機能、言語機能又はそしゃく機能・肢体不自由・心臓、じん臓又は呼

吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」とされている。なお、18歳未満の者であっても、前述に掲げる身体上の障害がある場合は、身体障害者手帳の交付を受けることができる。

(イ) 身体障害者手帳の交付状況

保健福祉サービスを受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引等の各種の制度を利用するための、身体障害者であることの証票として交付する。

表3 年度別交付状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成29年度	1,918	841	686	726	176	290	4,637
30年度	1,960	836	687	726	178	295	4,682
31年度	1,893	798	657	705	174	289	4,516
令和2年度	1,801	743	619	701	173	280	4,317
3年度	1,811	743	627	707	173	280	4,341

表4 等級別交付状況

令和3年度末現在 (単位：人)

市町村別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
名護市	1,052	448	373	395	103	151	2,522
国頭村	91	37	33	30	13	14	218
大宜味村	49	27	19	25	5	13	138
東村	27	9	10	9	2	6	63
今帰仁村	206	74	62	85	16	30	473
本部町	239	99	74	86	20	45	563
伊江村	98	32	34	47	7	10	228
伊平屋村	28	10	11	15	2	7	73
伊是名村	21	7	11	15	5	4	63
合計	1,811	743	627	707	173	280	4,341

表5 障害別交付状況

令和3年度末現在 (単位：人)

市町村別	視覚障害	聴覚又は 平衡機能 障害	音声・言語 咀嚼機能 障害	肢体 不自由	内部障害	合計
名護市	145	228	38	1,103	1,008	2,522
国頭村	14	20	2	105	77	218
大宜味村	9	24	5	50	50	138
東村	1	9	2	19	32	63
今帰仁村	23	48	2	199	201	473
本部町	38	66	11	237	211	563
伊江村	8	9	5	107	99	228
伊平屋村	5	8	2	30	28	73
伊是名村	4	12	2	20	25	63
合計	247	424	69	1,870	1,731	4,341

※障害が重複する場合、主な障害に計上している。

## (ウ) 自立支援医療（更生医療）受給者数

表6 障害別受給者の状況

令和3年度末現在（単位：人）

障害別	市町村別										合計
	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村		
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚又は平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語咀嚼機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部障害	心臓	21	0	0	0	1	3	0	2	2	29
	腎臓	212	10	8	10	45	47	24	1	1	358
	免疫	18	0	1	0	2	4	0	0	0	25
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	252	10	9	10	48	54	24	3	3	413	

## (3) 知的障害者福祉

## ア 知的障害者の状況

## (イ) 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、「知的機能の障害が発達期（概ね18才まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。

表7 所在地区別状況

令和3年度末現在（単位：人）

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
在宅	731	59	16	19	132	185	31	17	5	1,195
施設入所	88	8	12	1	10	20	14	6	7	166
合計	819	67	28	20	142	205	45	23	12	1,361

## (イ) 療育手帳の交付状況

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害者（児）に対する各種の援助措置を受け易くするために交付する。

表8 療育手帳の交付状況

令和3年度末現在（単位：人）

市町村		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
障害の程度	A1	児	8	1	0	0	2	1	0	0	12
		者	62	4	2	0	7	21	5	2	106
	A2	児	28	0	0	1	4	4	0	0	37
		者	166	21	13	1	36	51	17	2	309
	B1	児	48	1	1	0	7	10	1	1	69
		者	200	20	22	6	45	57	12	3	371
B2	児	100	2	2	0	16	9	3	6	138	
	者	207	18	4	2	25	52	8	9	328	
計	児	184	4	3	1	29	24	4	7	0	256
	者	635	63	41	9	113	181	42	16	14	1,114
合計		819	67	44	10	142	205	46	23	14	1,370

※障害の程度 A1：最重度 A2：重度 B1：中度 B2：軽度



(4) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導

ア 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導

目的：市町村の自立支援給付支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させる。

根拠法令：地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4

指導件数：令和3年度 実施 4件

イ 障害福祉サービス事業者等指導

目的：障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させる。

根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条第2項

指導件数：令和3年度 実施 5件

(5) 特別障害者手当

ア 手当の概要

特別障害者手当は、昭和61年障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の支給額、支給要件等を改善し、重度の障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給されることになったものである。

(ア) 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。

(イ) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。

(ウ) 福祉手当

20歳以上の従来福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を受給できない者に対して、経過措置として従来の福祉手当が支給されている。

イ 特別障害手当等支給状況

表9 特別障害手当等受給件数

令和3年度末現在（単位：件）

市町村名 手当別	国頭村	大宜味村	東 村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合 計
特別障害者手当	5	1	0	8	16	2	0	0	32
障害児福祉手当	5	1	1	7	4	0	0	0	18
福祉手当 (経過措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	10	2	1	15	20	2	0	0	50

## (6) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障害者を扶養している保護者を加入者とし、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、その扶養する心身障害者に終身一定額の年金を支給するものである。

### 加入できる人

将来独立自活することが困難であると認められる障害者（知的障害、身体障害（身体障害者手帳1級～3級）及びこれらと同程度と認められる精神又は身体の永続的な障害を有する者）を扶養している保護者で、次の条件にあてはまる時。

- ① 住所が沖縄県にあること。
- ② 65歳未満であること。
- ③ 特別な疾病又は障害を有していない者であること。

### 年金の給付

加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その月からその者が扶養していた心身障害者に対し、月額2万円の年金が支給される（2口加入の場合は4万円）。

### 申請方法

保護者（加入申込者）の居住地の福祉事務所の窓口へ申請書に必要書類を添えて申し込む。

表10 心身障害者扶養共済制度加入等状況

令和3年度末現在（単位：人）

	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
新規加入者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加入者数	0	0	0	2	1	2	0	0	5
受給者数	2	3	0	1	4	2	0	0	12

### 3 児童福祉

出生率の低下による少子化の進行、子どもの貧困、社会生活環境の変動等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、児童福祉施策の推進は一層重要となっている。当福祉事務所は児童相談所、市町村及びその他の関係機関との連携を密にすることにより児童福祉施策の充実強化を図り、児童福祉の向上を図るための業務を行っている。

#### (1) 管内児童人口の状況

名護市を除く管内町村の18歳未満の人口は、令和4年3月末現在、6,561人で、総人口に占める割合は16.9%となっている。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、伊平屋村が20.1%と管内で最も高く、次いで伊是名村となっている。

表1 年度別児童人口

(単位：人、%)

		H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	
名護市	児童人口	13,876	13,886	13,030	12,950	13,048	
	総人口	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	
	比率	22.3	22.2	20.7	20.5	20.5	
管内町村	国頭村	児童人口	804	743	742	736	705
		総人口	4,805	4,693	4,602	4,603	4,558
		比率	16.7	15.8	16.1	16.1	15.4
	大宜味村	児童人口	462	420	410	430	404
		総人口	3,115	3,069	3,050	3,071	3,061
		比率	14.8	13.7	13.4	14.0	13.2
	東村	児童人口	268	271	263	265	265
		総人口	1,798	1,796	1,728	1,723	1,730
		比率	14.9	15.1	15.2	15.3	15.1
	今帰仁村	児童人口	1,793	1,754	1,740	1,664	1,663
		総人口	9,469	9,345	9,305	9,357	9,371
		比率	18.9	18.8	18.7	17.8	17.7
	本部町	児童人口	2,270	2,345	2,350	2,331	2,293
		総人口	13,293	13,180	13,136	13,108	13,020
		比率	17.1	17.8	17.9	17.8	17.6
	伊江村	児童人口	778	791	788	765	749
		総人口	4,569	4,547	4,476	4,420	4,381
		比率	17.0	17.4	17.6	17.3	17.1
	伊平屋村	児童人口	279	272	246	240	235
		総人口	1,251	1,238	1,213	1,182	1,181
		比率	22.3	22.0	20.3	20.2	20.1
	伊是名村	児童人口	216	246	239	241	250
		総人口	1,433	1,415	1,362	1,311	1,306
		比率	15.1	17.4	17.5	18.4	19.1
管内町村合計	児童人口	6,870	6,842	6,778	6,672	6,561	
	総人口	39,733	39,283	38,872	38,775	38,608	
	比率	17.3	17.4	17.4	17.2	16.9	

(2) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、福祉事務所に設置されている。家庭児童福祉主事及び家庭児童支援員が配置され、町村の児童福祉担当者や児童相談所と連携を密にし児童福祉の向上に努めている。

福祉事務所における児童相談の受付経路別件数と処理件数は、表2及び表3のとおりである。

令和3年度の受付経路は、市町村から通告が35件と約8割となっている。

表2 受付経路別件数（実数）

令和3年度末現在（単位：件）

発見	児童委員の通告	児童相談所からの送致	児童相談所からの委嘱	保健所からの通知	警察関係から通告	その他道府県（指定都市含む）から通告	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告等	合計
3		1					35		5			44

表3 処理件数（実数）

令和3年度末現在（単位：件）

知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導	助産施設	母子生活支援施設	法第22条・23条の通告または通知	児童相談所への送致又は通知	児童相談所の委嘱による調査の完了	他の機関にあつせん・紹介	相談・助言・その他	合計
	5			1		3	35	44

相談対応件数は、令和3年度は398件であり、養護その他が245件と最も多い状況となっている。

表4 対応件数(延べ)

(単位：件)

年度 \ 種別	・虐待 養護	・養護 その他	保健	・障害 発達	・知的 ・身体 障害	非行	・不登校 育成	・育児 しつけ 育成 性格	その他	計
平成31年度	559	26	3	3	0	6	7	13	41	658
令和2年度	103	128	0	0	0	0	0	8	39	278
令和3年度	53	245	0	0	5	0	4	0	91	398

### (3) 助産制度

#### ア 根拠

児童福祉法第22条には、福祉事務所は、妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないと規定している。

#### イ 助産施設

助産施設は、児童福祉法第36条で規定されており、児童福祉施設のひとつである。児童福祉施設は、児童の心身ともに健やかな成長を図り、将来児童が健全な社会生活を営むことができるように、児童に適切な生活環境を与えることを目的としている。児童の健全育成という考え方には妊産婦の健康の維持も含まれるものとされ、助産施設は安全な出産のために設置されている。

表5 助産施設措置決定状況

令和3年度末現在(単位：人)

市町村名 \ 施設名	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
県立北部病院					3	1				4
県立中部病院							1			1
計					3	1	1			5

(4) 要保護児童対策地域協議会

ア 概要

児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独又は共同して要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

当所においても、管内各市町村の要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして、代表者会議、実務者会議、個別支援会議へ参加している。

表6 要保護児童対策地域協議会参加状況

市町村	設置年月日	令和3年度協議会参加回数		
		代表者会議	実務者会議	個別支援会議
名護市	平成24年 4月 1日	1※	4	140
国頭村	平成20年 1月29日	1	11	30
大宜味村	平成23年 9月 1日	1	1	2
東村	平成18年 3月31日	0	0	2
今帰仁村	平成19年 5月 1日	0	0	26
本部町	平成23年 2月 1日	0	2	23
伊江村	平成18年 4月 3日	1	1	4
伊平屋村	平成18年12月18日	0	12	34
伊是名村	平成23年 2月23日	0	0	0

名護市は北部福祉事務所長のみ代表者会議構成員  
※新型コロナウイルスの影響により紙面開催

(5) 保育行政・保育所指導監査

ア 保育行政指導監査（令和3年度）

目的：市町村の保育所入所事務や保育所運営費負担金等保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保するため、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずる。

実施市町村：4村（国頭村、伊平屋村、本部町、伊江村）

イ 公立保育所指導監査（令和3年度）

目的：入所児童処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況等施設運営管理全般の状況を把握し、適正な施設運営管理のための助言指導を行う。

実施箇所：名護市（1か所） 国頭村（1か所） 大宜味村（1か所） 東村（1か所）  
今帰仁村（2か所） 本部町（1か所） 伊江村（2か所）  
伊平屋村（1か所） 伊是名村（1か所）

## 4 老人福祉・介護保険

高齢社会の急速な進行、老人自身の心身機能の低下による寝たきり老人及び認知症老人の増加、核家族化に伴う一人暮らしや老人夫婦世帯の増加、家庭における介護機能の低下と扶養意識の減退等、老人を取り巻く社会環境はますます複雑化、困難化の度を深めている。

県においては、平成12年4月から介護保険制度が実施されたことから、「沖縄県介護保険事業支援計画」を含む総合的な計画として「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、介護予防・健康づくりや生きがいを積極的に進めることにより高齢者の社会的活動への参加を促進している。

また、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、総合的なサービスを提供するための基盤整備を行い、だれもが住み慣れた家庭や地域で、できる限り自立し、安心した生活が出来るよう、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしている。

### (1) 高齢人口(65歳以上)

名護市を除く管内町村の65歳以上の高齢人口は、令和3年10月1日現在で13,162人であり、総人口に占める割合は、33.9%で前年度に比べて0.9ポイントの増となっている。

なお、北部福祉事務所管内の状況は下表のとおりである。

表1 高齢人口

令和3年10月1日現在(単位:人、%、世帯)

市町村名	総人口 A	高齢人口 B	高齢化率の推移 B/A (%)			
			31年	2年	3年	
名護市	63,970	14,629	21.9	22.4	22.9	
管内町村	国頭村	4,599	1,643	34.1	35.0	35.7
	大宜味村	3,066	1,194	37.4	37.9	38.9
	東村	1,727	621	34.3	35.3	36.0
	今帰仁村	9,358	3,141	31.9	32.9	33.6
	本部町	13,115	4,220	30.3	31.3	32.2
	伊江村	4,441	1,551	32.3	33.8	34.9
	伊平屋村	1,207	363	27.9	29.0	30.1
	伊是名村	1,325	429	30.8	31.1	32.4
	合計	38,838	13,162	32.0	33.0	33.9

資料：高齢者福祉介護課・高齢者福祉関係基礎資料より抜粋

(2) 介護保険事業者の指定・変更・実地指導状況及び管内事業所数

①介護保険事業者の指定・更新について

北部福祉事務所では、管内の単独型事業所の介護保険事業者の指定・更新を行っている。また、老人介護福祉施設等に併設している事業所の所管は、本庁となる。

②変更の届出等について

介護保険事業者から届出のある事業所運営に関する変更の届出、休止・廃止・再開届出、介護給付費算定に係る体制等届に係る事務を行っている。

③実地指導について

適正なサービス提供を支援することを目的に「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して、実地指導を行っている。

なお、北部福祉事務所管轄の指定、更新及び実地指導状況は表2のとおりである。

表2 指定及び実地指導実施状況

(単位:件)

サービスの種類	令和3年度		
	指定	更新	実地指導
訪問介護	1	1	5
訪問入浴介護			
介護予防訪問入浴介護			
訪問看護		1	
介護予防訪問看護		1	
通所介護		1	1
通所リハビリテーション			
介護予防通所リハビリテーション			
福祉用具貸与		1	
介護予防福祉用具貸与		1	
特定福祉用具販売		1	
介護予防特定福祉用具販売		1	
合計	1	8	6

※平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村へ権限移譲



表3 北部福祉事務所管内介護保険事業所数(休止含む)

令和4年4月1日現在 (単位：事業所)

種類 市町村	訪問 介護	訪問 看護	通所 介護	通所 リハビリ	福祉用具 貸与販売	合計
名護市	22 (18)	6 (4)	17 (13)	7 (4)	8 (7)	60 (46)
国頭村	1		1			2
大宜味村	2 (2)		1			3 (2)
東村	1 (1)					1 (1)
今帰仁村	5 (4)	2 (1)	4 (2)	1		12 (7)
本部町	4 (3)		3 (2)	1		8 (5)
伊江村	2 (2)		1	1 (1)		4 (3)
伊平屋村	1 (1)		1 (1)			2 (2)
伊是名村						0
合計	38 (30)	8 (5)	28 (18)	10 (5)	8 (7)	92 (66)

※ 括弧内は北部福祉事務所管轄の事業所数

## 5 母子父子寡婦福祉

社会状況が厳しさを増す中、生別母子及び父子世帯が増加している。これらの母子世帯の母親は経済的に不安定な状況が多く、時代とともに抱える問題も多様化しており、父子世帯の父親においても、就業及び所得の状況から母子世帯と同様の困難を抱える世帯が増加している。これらの母子世帯等に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な援助を中心に、生活相談及び指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。また、父子世帯の父においては「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等技能訓練促進費等事業」が平成25年4月1日から、「父子福祉資金」が平成26年10月1日から適用となった。

### (1) 母子世帯の実態

北部管内の母子世帯数は、令和3年度末現在1,416世帯、総世帯数に占める割合は2.8%となっている。最も出現率が高いのは、今帰仁村の3.15%、続いて名護市、国頭村の2.92%となっている。

### (2) 父子世帯の実態

北部管内の父子世帯数は、令和3年度末現在147世帯、総世帯数に占める割合は0.29%となっている。最も出現率が高いのは、東村の0.75%、続いて伊是名村の0.55%となっている。

表1 市町村別、母子・父子世帯数及び出現率 令和3年度末現在（単位：世帯・%）

市町村	区分	全世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
			出現率	出現率		
名護市		31,104	907	2.92	79	0.25
国頭村		2,326	68	2.92	8	0.34
大宜味村		1,695	38	2.24	8	0.47
東村		928	20	2.16	7	0.75
今帰仁村		4,473	141	3.15	19	0.42
本部町		6,486	168	2.59	17	0.26
伊江村		2,268	49	2.16	2	0.09
伊平屋村		613	16	2.61	3	0.49
伊是名村		723	9	1.24	4	0.55
郡部計		19,512	509	2.61	68	0.35
管内計		50,616	1,416	2.80	147	0.29

※「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」によると、平成30年8月1日現在、県内の母子世帯数は28,860世帯、父子世帯数は4,390世帯と推定され、総世帯数に占める割合はそれぞれ4.88%、0.74%となっている。

### (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

#### ア 母子福祉資金の貸付

母子福祉資金は、20歳未満の子を扶養している配偶者のいない女子を対象に、その経済的自立を図るため無利子または低利子で貸付けを行う制度であり、母子福祉対策の中でも最も重要な位置を占めている。資金は修学資金等12種類あり（児童扶養資金は平成19年7月で終了）、過去5年間の貸付件数は95件で、貸付総額は47,823千円となっている。

表2 母子福祉資金 年度別・資金別貸付状況 (単位：件、千円)

年度別 資金別	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	12	5,775	7	5,020	7	4,077	14	6,661	12	5,617	52	27,150
技能習得	2	792	3	2,448	2	1,632	3	2,448	1	816	11	8,136
修業											0	0
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生活	2	904	3	2,662	3	1,343	2	909	1	492	11	6,310
住宅											0	0
転宅					1	179	1	152	1	143	3	474
就学支度	4	1,167	1	590	1	160	7	2,226	5	1,610	18	5,753
結婚											0	0
計	20	8,638	14	10,720	14	7,391	27	12,396	20	8,678	95	47,823

表3 令和3年度 母子福祉資金、市町村別貸付状況 (単位：件、千円)

		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
		事業開始	件数 金額								
事業継続	件数 金額										0 0
修学	件数 金額	4 2,709	1 420	2 161		2 1,122	3 1,206				12 5,618
技能習得	件数 金額	1 816									1 816
修業	件数 金額										0 0
就職支度	件数 金額										0 0
医療介護	件数 金額										0 0
生活	件数 金額	1 492									1 492
住宅	件数 金額										0 0
転宅	件数 金額						1 143				1 143
就学支度	件数 金額	1 256		2 770		1 434	1 150				5 1,610
結婚	件数 金額										0 0
合計	件数 金額	7 4,273	1 420	4 931	0 0	3 1,556	5 1,499	0 0	0 0	0 0	20 8,679

イ 父子福祉資金の貸付

父子福祉資金は、20歳未満の子を扶養している配偶者のいない男子を対象に、その経済的自立を図るため無利子または低利子で貸付けを行う制度であり、平成26年10月1日から新設された。12種類の資金があり、過去5年間の貸付件数は8件で、貸付総額は5,698千円となっている。

表4 父子福祉資金 年度別・資金別貸付状況 (単位：件、千円)

年度別 資金別	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	4	2,350	1	1,152	1	1,152					6	4,654
技能習得											0	0
修業									1	816	1	816
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生活											0	0
住宅											0	0
転宅											0	0
就学支度									1	228	1	228
結婚											0	0
計	4	2,350	1	1,152	1	1,152	0	0	2	1,044	8	5,698

表5 令和3年度 父子福祉資金、市町村別貸付状況 (単位：件、千円)

市町村 資金別	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計	
											件数
事業開始										0	0
事業継続										0	0
修学										0	0
技能習得										0	0
修業	1									1	816
就職支度										0	0
医療介護										0	0
生活										0	0
住宅										0	0
転宅										0	0
就学支度	1									1	228
結婚										0	0
合計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,044

ウ 寡婦福祉資金の貸付

寡婦福祉資金は、扶養する子が20歳に達した母子や子のない寡婦を対象に無利子または低利子で貸付を行う制度で、寡婦の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図ることを目的としている。12種類の資金があり、過去5年間の貸付件数は2件で、貸付総額は673千円となっている。

表6 寡婦福祉資金 年度別・資金別貸付状況

(単位：件、千円)

年度別 資金別	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	1	325	1	348							2	673
技能習得											0	0
修業											0	0
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生活											0	0
住宅											0	0
転宅											0	0
就学支度											0	0
結婚											0	0
計	1	325	1	348	0	0	0	0	0	0	2	673

表7 令和3年度 寡婦福祉資金、市町村別貸付状況

(単位：件、千円)

資金別	市町村	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
											計
事業開始	件数										0
	金額										0
事業継続	件数										0
	金額										0
修学	件数										0
	金額										0
技能習得	件数										0
	金額										0
修業	件数										0
	金額										0
就職支度	件数										0
	金額										0
医療介護	件数										0
	金額										0
生活	件数										0
	金額										0
住宅	件数										0
	金額										0
転宅	件数										0
	金額										0
就学支度	件数										0
	金額										0
結婚	件数										0
	金額										0
合計	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 母子父子寡婦福祉資金の償還状況

母子父子寡婦福祉資金は、母子世帯等の経済的自立を図るための貸付制度であるが、もともと生活基盤の弱い母子世帯等は不景気や就職難のあおりを受けやすく、沖縄県全体の償還率は毎年低い状況にある。北部管内についてみると、令和3年度の償還額は12,348千円、償還率は55.7%となっている。

表8 令和3年度 母子福祉資金 資金別の調定額・償還額及び償還率 (単位：円、%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	1,554,974	263,568	16.9%	1,291,406	0	0.0%	263,568	263,568	100.0%
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修学	12,404,590	6,246,939	50.4%	6,843,298	836,485	12.2%	5,561,292	5,410,454	97.3%
技能習得	1,121,890	940,570	83.8%	185,853	13,599	7.3%	936,037	926,971	99.0%
修業	628,275	62,116	9.9%	602,175	36,016	6.0%	26,100	26,100	100.0%
就職支度	20,836	20,836	100.0%	0	0	-	20,836	20,836	100.0%
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生活	2,087,488	995,330	47.7%	1,350,337	258,179	19.1%	737,151	737,151	100.0%
住宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転宅	116,764	111,718	95.7%	25,746	25,746	100.0%	91,018	85,972	94.5%
就学支度	2,349,162	1,965,368	83.7%	531,466	226,921	42.7%	1,817,696	1,738,447	95.6%
結婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
特例児童扶養	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	20,283,979	10,606,445	52.3%	10,830,281	1,396,946	12.9%	9,453,698	9,209,499	97.4%

表9 令和3年度 父子福祉資金 資金別の調定額・償還額及び償還率 (単位：円、%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	0	0	-	0	0	-	0	0	-
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修学	1,081,500	1,081,500	100.0%	0	0	-	1,081,500	1,081,500	100.0%
技能習得	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生活	0	0	-	0	0	-	0	0	-
住宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就学支度	192,844	192,844	100.0%	0	0	-	192,844	192,844	100.0%
結婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	1,274,344	1,274,344	100.0%	0	0	-	1,274,344	1,274,344	100.0%

表10 令和3年度 寡婦福祉資金 資金別の調定額・償還額及び償還率

(単位:円、%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	0	0	-	0	0	-	0	0	-
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修学	571,988	448,060	78.3%	148,928	40,000	26.9%	423,060	408,060	96.5%
技能習得	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生活	0	0	-	0	0	-	0	0	-
住宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就学支度	18,996	18,996	100.0%	0	0	-	18,996	18,996	100.0%
結婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	590,984	467,056	79.0%	148,928	40,000	26.9%	442,056	427,056	96.6%

#### オ 自立支援教育訓練給付金事業

町村に住む雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がない母子家庭の母及び就業や所得の状況などから困難を抱える父子家庭の父に対し、その主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立促進を図ることを目的として、適職に就くために必要であると認められる技能習得にかかる資金の6割に相当する額（受給資格者の区分に応じた上限あり）が支給される。令和3年度は支給実績なし。

#### カ 高等職業訓練促進費給付金事業

町村に住む母子家庭の母及び父子家庭の父が対象資格（看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等）を取得するため1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合にあっては6ヶ月以上）養成機関等で修業する場合に、その間の生活の負担の軽減を図るため、修業期間の一部または全部（上限4年）において、月額70,500円～100,000円（最後の12か月については、月額110,500円～140,000円）が支給される。当福祉事務所では令和3年度は4名が受給している。

#### キ 母子父子福祉協力員

母子父子福祉協力員は、母子父子寡婦福祉資金の円滑な償還を図るため、福祉資金を利用している母子世帯等に対し償還計画及び支払いについて指導を行うとともに、担当区域内の母子世帯等の把握に努め、その福祉の増進を図ることを目的としている。

令和3年度においては、当福祉事務所では2名の母子父子福祉協力員が配置され、その業務に当たっている。

表11 母子父子福祉協力員活動状況

年度 \ 区分	人数 (人)	延勤務日数 (日)	延活動件数 (件)	平均活動件数 (件/人)
平成29年度	2	96	289	145
平成30年度	2	91	312	156
平成31年度	2	96	276	138
令和2年度	2	96	511	256
令和3年度	2	96	460	230

## ク 母子父子相談事業（母子父子自立支援員）

母子父子自立支援員は、母子父子寡婦世帯の生活一般にかかる相談及び助言や、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等を行っている。当福祉事務所では1名の母子父子自立支援員が配置され、その業務に当たっている。

表12 令和3年度問題別相談の状況

(単位:件)

区分		前年度 繰越件数	新規相談 件数	合計	解決件数	翌年度 繰越件数	相談件数	
生活 援 護	母子福祉資金	貸付	275	275	275		333	
		償還		209	209	209		260
	父子福祉資金	貸付		6	6	6		7
		償還		11	11	11		16
	寡婦福祉資金	貸付						
		償還						
	公的年金							
	児童扶養手当							
	生活保護							
	税							
その他			74	74	74		97	
合 計			575	575	575		713	



## 6 配偶者暴力相談支援センター

### (1) 業務の内容

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関であり、都道府県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第3条第1項に基づき、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において同支援センターとしての機能を果たすこととなっている。

沖縄県では、女性相談所と各福祉事務所に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されており、当所では、DV防止法第3条第3項に基づき、女性相談員等がDV被害者等から各般の問題について相談を受け、助言指導、法的援助、関係機関への紹介、自立支援、一時保護支援の業務を行っている。

### (2) 相談状況

表1 年度別相談件数

(単位：件)

	来 所		電 話		出 張		合 計		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	合計
平成29年度	90(71)	2(1)	320(218)	3(2)	18(14)	0	428(303)	5(3)	433(306)
30年度	67(57)	0	208(136)	2(2)	11(11)	0	286(204)	2(2)	288(206)
31年度	59(52)	0	186(131)	3(3)	27(23)	0	272(206)	3(3)	275(209)
令和2年度	94(80)	0	245(182)	3(1)	45(40)	0	384(302)	3(1)	387(303)
3年度	80(71)	1(1)	272(246)	4(2)	23(22)	0	375(339)	5(3)	380(342)

※（ ）内は相談内容にDVを含むものの再掲

表2 令和3年度年齢別件数

(単位：件)

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 明	合 計
名 護 市	0	0	81	61	55	5	20	2	224
国 頭 村	0	0	0	0	5	0	8	0	13
大宜味村	0	0	0	0	0	3	0	0	3
東 村	0	0	0	5	22	0	0	0	27
今帰仁村	0	0	2	9	8	0	0	1	20
本 部 町	0	0	6	6	3	7	20	0	42
伊 江 村	0	0	2	0	0	0	0	0	2
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 外	0	0	7	9	11	2	3	0	32
県 外	0	0	16	0	0	0	0	0	16
不 明	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合 計	0	0	114	90	105	17	51	3	380

表3 令和3年度経路別件数

(単位：件)

経路 地域別	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他府 県の 婦人 相談 所	他の 婦人 相談 員	福祉 事務 所	他の 相談 機関	社会 福祉 施設 等	医療 機関	教育 関係	労働 関係	知人 縁故 者等	その他	合 計
名護市	125	7	10	0	20	3	13	0	1	1	0	9	35	224
国頭村	10	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	13
大宜味村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
東村	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12	27
今帰仁村	13	0	0	0	5	0	1	0	0	1	0	0	0	20
本部町	27	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	10	42
伊江村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他地区	32	0	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	10	48
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	224	8	11	1	28	4	21	0	1	2	0	10	70	380

表4 年度別相談主訴状況

(単位：件)

主訴 年度別	人間関係													住居問題	帰住先なし	経済問題			医療問題		不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	五条違反	合計		
	夫等				子ども		親族の問題	交際の暴力	交際相手からの暴力	相手の暴力	家庭不和	男女問題	ストーカー被害			その他	生活困窮	サラ金・借金	その他	病気						精神の問題	その他
	夫等の暴力	酒・薬物依存	離婚問題	その他	子どもの暴力	子どもの問題																					
平成29年度	259	3	31	6	0	7	36	13	0	0	3	0	7	5	4	5	4	1	2	0	47	0	0	0	0	0	433
30年度	160	1	29	15	1	10	13	2	0	0	5	0	0	3	2	0	0	3	1	0	43	0	0	0	0	288	
31年度	166	0	30	31	0	7	4	4	0	0	0	0	0	1	3	0	6	0	2	0	16	5	0	0	0	275	
令和2年度	176	0	82	42	2	6	25	1	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	49	0	0	0	0	387	
3年度	278	0	27	7	0	2	17	0	0	0	0	0	0	3	15	0	18	0	4	1	8	0	0	0	0	380	

※五条違反…売春防止法第5条(勧誘等)

※交際相手からの暴力及びストーカー被害にかかる統計は平成25年度より実施

表5 令和3年度処理状況

(単位：件)

	助言指導	保護命令支援	来所指示	一時保護支援	自立支援	帰宅・知人宅等	その他	他機関紹介	紹介場所内訳(再掲)							合計		
									女性相談所	他の配暴センター	福祉事務所	市町村役場	家庭裁判所	保健所	警察		その他	
来所	54	9	8	0	0	0	0	10	0	0	0	1	0	0	0	0	9	81
電話	190	24	52	0	0	0	1	9	0	0	0	1	0	1	0	7	276	
出張	6	7	0	3	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	6	23	
計	250	40	60	3	0	0	1	26	0	0	0	2	0	1	1	22	380	